

(仮称)中野区公契約条例案に盛り込むべき事項に係る  
パブリック・コメント手続の実施結果について

(仮称)中野区公契約条例案に盛り込むべき事項に係るパブリック・コメント手続の  
実施結果について、以下のとおり報告する。

1 パブリック・コメント手続の実施結果について

(1) 意見募集期間

令和3年12月21日(火曜日)から令和4年1月11日(火曜日)まで

(2) 意見提出者数

1団体(内訳:電子メール1団体)

(3) 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

別紙1のとおり

(4) 提出された意見等により変更した箇所

なし

※(仮称)中野区公契約条例案に盛り込むべき事項は、別紙2のとおり

2 今後の予定

令和4年第1回定例会に条例案を提出

(仮称) 中野区公契約条例案に盛り込むべき事項に係る  
提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

番号	意見の概要	区の考え方
全体について		
1	全体として盛り込むべき事項に示された内容は、ILO94号条約に準拠しており、賛同する。	ご意見を踏まえて、条例の制定を進めていきます。
「3 基本方針」について		
2	発注にあたっては、受注者および受注関係者が労働報酬下限額以上の賃金・報酬を支払うことが可能で、適正な利潤が確保できるように、発注者（区）の責務として適正な価格・数量等による積算に努めること、発注者（区）と受注者との対等平等な関係などを明記すべきと考える。	これまでも、国の基準等に基づき適切に予定価格の算出を行い、また、契約にあたり発注者としての自覚を持って受注者と対等平等な関係を築いていると考えています。ご意見の内容は今後の参考とします。
「6 適用範囲」について		
3	工事請負契約では、本体（建築）工事と設備工事を分離発注することが想定されるが、その場合、本体工事は1億8千万円を対象、設備工事は1億8千万円未満で非対象となると、同一現場内で対象となる従事者と対象とならない従事者が混在してしまう。そうした事態が発生しないように、対象範囲となる金額の引下げや分離発注を対象とする措置が必要と考える。	適用範囲は、制定区も参考に、受注者の事務負担を考慮しながら検討してきました。現時点で対象金額の引下げ等は考えていませんが、施行状況を勘案しながら、今後の検討課題としていきます。
「9 公契約において約定すべき事項」について		
4	「⑥ 労働者等への周知」について、建設工事では下請の重層化や従事者の流動性が高いことから、特に周知徹底を図るべきで、従事者一人ひとりに自身の職種や労働報酬下限額の確認を取る必要があると考える。案文中の「掲示し、又は」の表記について、「又は」を削除して、従事者への確認カード配布や自署済みの確認書の提出を求めるなど、掲示と書面交付の両方を実施すべきであると考えている。	各事業者の実情に応じ周知できるよう、周知方法については限定しないことを想定しています。施行状況を勘案しながら周知方法を工夫していきます。

## (仮称) 中野区公契約条例案に盛り込むべき事項

### 1 目的

公契約に関する基本方針を定め、区及び受注者の責務を明らかにし、公契約の締結に必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化、労働者等の適正な労働条件の確保、公契約の適正な履行及び品質の確保を図り、地域経済の活性化及び区民の福祉の向上に寄与することを条例の目的として定めます。

### 2 定義

- ① 公契約とは、区が締結する工事請負契約、業務委託契約、指定管理協定等をいいます。
- ② 受注者とは、区と公契約を締結する者をいいます。
- ③ 受注関係者とは、次のものをいいます。
  - ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い又は受託する者  
→ 下請事業者又は再委託事業者を想定しています。
  - イ 受注者又は受注関係者に労働者等を派遣する労働者派遣事業者
- ④ 労働者等とは、次のものをいいます。
  - ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働者  
→ 派遣労働者を含み、また、雇用形態を問わず、パートタイムやアルバイトも対象とすることを考えています。
  - イ 受注者又は受注関係者との契約により、公契約に係る業務の一部を請け負い又は受託する者で、その業務を他の者を使用しないで行うもの  
→ いわゆる一人親方を想定しています。
- ⑤ 労働報酬とは、公契約に係る業務についての労働の報酬をいいます。

### 3 基本方針

区が公契約を締結するに当たっては、次の事項を基本方針とすることを定めます。

- ① 公契約に係る手続の透明性の確保及び公正な競争の促進
- ② 談合その他の不正行為の排除
- ③ 受注者における労働者等についての適正な労働条件の確保
- ④ 公契約の適正な履行及び品質の確保
- ⑤ 区内事業者の公契約を受注する機会の確保

### 4 区の責務

区は、基本方針を踏まえ、公契約に関する施策を総合的に策定し、実施することを区の責務として定めます。

## 5 受注者の責務

受注者の責務を次のとおり定めます。

- (1) 受注者は、公契約に係る業務の公共性を認識し、法令を遵守します。また、公契約に従事する労働者等に係る労働条件を適正なものとするよう努めるものとします。
- (2) 受注者は、公契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ又は委託しようとするときは、区内事業者が請け負い又は受託する機会を確保するよう努めるものとします。

## 6 適用範囲

「労働者等の労働報酬」から「公表」までの記載は、公契約のうち次のものに適用することを定めます。

- ① 工事請負契約等で予定価格が1億8千万円以上のもの
- ② 業務委託契約のうち予定価格が1千万円以上のもので別に定めるもの  
→ 予定価格のうち人件費が主要な部分を占める業種を対象とすることを考えています。
- ③ 指定管理協定  
→ 原則としてすべての施設を対象とすることを考えています。

## 7 労働者等の労働報酬

労働者等の労働報酬について、次のとおり定めます。

- (1) 区は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等に対し労働報酬下限額以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを約定するものとします。
- (2) 労働報酬下限額は、時間単位で定めるものとします。

## 8 労働報酬下限額の決定等

労働報酬下限額の決定等について、次のとおり定めます。

- (1) 労働報酬下限額は、次の労働者等の区分に応じ、それぞれに定める事項その他の事情を勘案して定めるものとします。
  - ① 工事請負契約等で予定価格が1億8千万円以上のものに係る労働者等  
農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
  - ② 業務委託契約のうち予定価格が1千万円以上のもので別に定めるものに係る労働者等、及び指定管理協定に係る労働者等  
→ 区の職員の給料や区に勤務する同種の労働者の賃金を参考とすることを考えています。
- (2) 労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、(仮称)中野区公契約審議会の意見を聴くこととします。
- (3) 労働報酬下限額を定めたときは、速やかに告示するものとします。

## 9 公契約において約定すべき事項

区は、公契約において、受注者との間で次表の事項を約定するものとすることを定めます。

→ 受注者及び受注関係者が労働者等に対し労働報酬下限額以上の額の労働報酬を支払わなければならないこと、及びこの表に記載することについて、区と受注者との間で作成される契約書又は協定書に約款として記載することを考えています。

① 労働関係法令の遵守	受注者は、受注者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働者等の労働条件に関して、労働関係法令を遵守しなければならないこと。 → 労働関係法令とは、労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び労働契約法とその各施行令等とすることを考えています。
② 労働者等との契約条件	受注者は、公契約に係る業務の一部を請け負い又は受託する労働者等と契約を締結しようとするときは、その条件を労働関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
③ 継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、その業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、その公契約の締結前からその業務に従事していた労働者等のうち希望する者を雇用するよう努めること。
④ 受注者の連帯責任	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、受注関係者と連帯して、労働者等に対し、労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額とその支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならないこと。
⑤ 区への報告	受注者は、労働者等に係る労働条件に関する事項を区に報告しなければならないこと。 → 受注者には、労働者等に対する労働報酬の支払状況その他労働者等に係る労働条件に関する事項について記載する報告書を区に提出してもらうことを考えています。

<p>⑥ 労働者等への周知</p>	<p>受注者は、次の事項について、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対しその事項を記載した書面を交付しなければならないこと。</p> <p>ア 約定した事項が適用される労働者等の範囲</p> <p>イ 労働報酬下限額</p> <p>ウ 受注者は、受注関係者と連帯して労働報酬の支払の義務を負うこと。</p> <p>エ 労働者等は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき労働報酬が支払われないとき、又は支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区又は受注者若しくは受注関係者に申出をすることができること。</p> <p>オ 申出をするときの連絡先</p> <p>カ 労働者等は、申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。</p>
<p>⑦ 不利益取扱いの禁止</p>	<p>受注者は、支払われるべき労働報酬が支払われない等の申出を受けたときは、誠実に対応し、申出をした労働者等に申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。</p>
<p>⑧ 報告、検査等への対応</p>	<p>受注者は、区の報告の求め又は検査等に応じ、協力しなければならないこと。</p>
<p>⑨ 是正の求め</p>	<p>区は、受注者が約定した事項に違反していると認めるときは、その受注者に対し速やかにその違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができること。</p>
<p>⑩ 是正及び報告</p>	<p>受注者は、区から是正の求めを受けたときは、速やかに違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について区に報告をしなければならないこと。</p>
<p>⑪ 公契約の解除等</p>	<p>区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかに該当するときは、公契約の解除等（工事請負契約等で予定価格が1億8千万円以上のもの、及び業務委託契約のうち予定価格が1千万円以上のもので別に定めるものの解除をいいます。また、指定管理協定に係る公の施設の管理の指定の取消し、又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令をいいます。以下同じです。）をすることができること。</p> <p>ア 区の報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をしたとき。又は、検査等を拒み、妨げ、若しくは避けたときや、検査等における質問に対して説明せず、若しくは虚偽の説明をしたとき。</p> <p>イ 区の是正の求めに応じないとき。</p> <p>ウ 是正措置の結果を区に報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>

⑫ 区の免責	区は、公契約の解除等により生じた損害を賠償する責任を負わないこと。
⑬ 損害賠償	受注者は、区が公契約の解除等をした場合において、その公契約の解除等により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
⑭ 違約金	区は、公契約の解除等をしたときは、受注者に対し違約金の支払を要求することができること。
⑮ 受注関係者と締結する契約	受注者は、受注関係者と契約を締結するときは、受注関係者が受注者に準じて約定する事項を遵守することとなるよう受注関係者との間で約定しなければならないこと。

## 1.0 労働者等の申出

労働者等（労働者等であった者を含みます。以下同じです。）は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき労働報酬が支払われないとき、又は支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区、又はその労働者等を雇用し若しくはその労働者等と契約を締結した受注者若しくは受注関係者に対し、その事実の申出をすることができることを定めます。

## 1.1 報告、検査等

区は、区に対し労働者等の申出があったとき、又は約定した事項の遵守の状況を確認するため必要があるときは、受注者又は受注関係者に対し必要な報告を求め、又は区の職員がその受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入り、労働者等に係る労働条件が分かる書類その他を検査し、若しくは関係者に質問することができるようにすることを定めます。

## 1.2 公表

違反の公表について、次のとおり定めます。

- (1) 区が公契約の解除等をしたとき（公契約の期間後に約定した事項の違反が判明した場合を含みます。）は、区は次の事項を公表することができます。
  - ① その受注者又は受注関係者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地
  - ② 違反の内容
- (2) 区は、公表をしようとするときは、あらかじめ、その受注者又は受注関係者に対し公表の理由を通知し、受注者又は受注関係者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとします。

### 1.3 (仮称)中野区公契約審議会の設置

(仮称)中野区公契約審議会の設置について、次のとおり定めます。

- (1) 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の附属機関として、(仮称)中野区公契約審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。
- (2) 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査・審議し、答申します。
- (3) 審議会は、次の者のうちから区長が委嘱する委員6人以内で組織します。
  - ① 事業者団体関係者 2人以内
  - ② 労働者団体関係者 2人以内
  - ③ 学識経験を有する者 2人以内